

会員 各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

(輸入青果物関係)

【チリ共和国 Valparaíso 州 San Felipe de Aconcagua 郡及び Los Andes 郡内でチチュウカイミバエの誘殺が確認されたため、同郡内の一部地域に検疫規制地域が追加されました】

植物防疫所ホームページのトップページ「注目情報」に、令和7年4月 24 日付けで掲載されていますので、お知らせします。

【今回の追加地域】

Valparaíso 州 San Felipe de Aconcagua 郡 及び Los Andes 郡（基準日：2025 年 4 月 2 日）

計2郡

【以前からの発生地域】

Metropolitan 州 Santiago 郡（基準日：2025 年 1 月 29 日）

Metropolitan 州 Maipo 郡（基準日：2025 年 2 月 4 日）

(Atacama 州 Copiapó 郡（基準日：2025 年 1 月 27 日）

Metropolitan 州 Cordillera 郡 （基準日：2025 年 3 月 5 日）

O'Higgins 州 Cachapoal 郡 及び Colchagua 郡 （基準日：2025 年 3 月 19 日）

Coquimbo 州 Limarí 郡 （基準日：2025 年 3 月 21 日）

計7郡

現在の発生地域

合計 9 郡

チリの一部地域にチチュウカイミバエが発生し、チリ政府による緊急措置が講じられた場合には、チリ側で以下の措置をとることが日本とチリ政府との間で取り決められています。

『植物検疫証明書(phytosanitary certificate)に、生産州(Region)及び 郡名(Province)を記載すること。』

検疫規制地域が含まれる生産郡で生産されたチチュウカイミバエの寄主植物に対しては、検疫規制地域からの生産物ではないことを証明するため、『「This fresh fruits have not been grown in the area where quarantine regulations Apply.(生果実は検疫規制地域内で生産されたものではない)」旨を検査証明書に記載すること。』

同ホームページの「よくあるご質問(輸入編)」Q22 の A(下記 URL)に、チリ共和国でチチュウカイミバエが発生した場合の検疫規制についての詳細が記載されています。

[よくあるご質問\(輸入編\):植物防疫所 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)